

三浦市民交流センター 利用規約

(2023年10月1日更新)

三浦市民交流センターニナイテ利用案内

1 三浦市民交流センターニナイテとは（概要）	3
（1）設置目的	3
（2）施設情報	3
2 利用について	3
（1）各室の利用について	3
（2）利用手続きについて	4
（3）利用料金について	7
（4）営利目的の利用料について	8
（5）減免制度について	8
（6）継続利用期間について	9
（7）利用の制限について	9
（8）利用についてのお願い	9
3 情報発信について	11
（1）三浦市民交流センターニナイテホームページ	11
（2）ニナイテ便り	11
（3）情報提供について	11
（4）相談受付について	11
4 団体登録制度について	11
5 小網代の森インフォメーションスペースについて	12

1 三浦市民交流センターニナイトとは（概要）

（1）設置目的

市民の皆さんが自発的な活動や地域資源を最大限活用した情報発信及び体験活動等により、地域や年代を越えた人々がふれあい交流し、笑顔があふれ新しい文化が醸成される場所となるよう、三浦市民交流センター ニナイトは2019年6月9日にオープンしました。

「市民の自発的な活動を活性化させ、地域や年代を越えた人々の交流を育むための施設として、三浦市民交流センターを三浦市初声町下宮田5番16に設置する」（三浦市民交流センター条例第2条）

（2）施設情報

名 称	三浦市民交流センター ニナイト		
住 所	三浦市初声町下宮田5番地16（商業施設ベイシア三浦店2階）		
電 話	046-845-9919	F A X	046-845-9229
E m a i l	info@miuracc.org	ホームページ	https://www.miuracc.org/
開館時間	9時～21時		
休 館 日	年末年始（12月31日、1月1日～3日） 臨時に休館、または開館時間の変更をすることがあります。		
室 構 成	多目的スペース	研修室（3室）	ワークルーム 印刷室 打合せ広場 給湯室 キッズスペース
アクセス	電車：京浜急行電鉄 三崎口駅 徒歩 20 分 バス：京急バス「引橋」バス停下車 車：横浜横須賀道路「衣笠 IC」より三浦縦貫道路「林出口」左折国道134号引橋前 市民交流拠点駐車場（区画数：普通車48台 大型車3台）		
指定管理者	特定非営利活動法人 YMCA コミュニティサポート		

2 利用について

（1）各室の利用について

①多目的スペース（予約制・有料）

- ・ギャラリーとして各種展示利用等ができます。
- ・利用内容、付属備品の利用数、レイアウト、搬入・搬出スケジュール等について確認をします。事前にご相談の上、ご利用ください。
- ・展示に必要な備品の持ち込みは可能です。

②研修室 3室（予約制・有料）

- ・会議、研修、講演会等の利用ができます。
- ・研修室1（大）定員24人 長机8脚、椅子24脚、ホワイトボード1台
- ・研修室2（小）定員12人 長机6脚、椅子12脚、ホワイトボード1台
- ・研修室3（中）定員16人 長机6脚、椅子16脚、ホワイトボード1台
- ・隣り合った2室以上を連結して利用することができます。
- ・貸出備品（予約制・有料）：プロジェクター、スクリーン、調理実習台

③ワークルーム（年間契約市民団体専用・有料）

- ・市民活動団体向けに、年間契約の貸しロッカーがあります。契約者の作業スペースです。
- ・貸しロッカー18個
- ・長机4脚、椅子12脚、ホワイトボード1台

④印刷室（予約不要・一部有料）

- ・コピー機（モノクロ・カラー。A3サイズまで）
- ・カラー簡易印刷機（カラーの大量印刷に適しています。A3サイズまで）
- ・印刷機（モノクロの大量印刷に適しています。A3サイズまで）
- ・パソコン（書類作成・インターネット検索ができます。無料）
パソコンからコピー機への印刷ができます。（有料）

⑤打合せ広場（予約不要・無料）

- ・少人数での打合せ、勉強や読書にも使えます。

⑥その他

- ・給湯室（予約不要・無料）
- ・キッズスペース（予約不要・無料）

（2）利用手続きについて

多目的スペースと研修室は、「施設使用許可申請書」による申請（以下、「申請」という）により使用許可を得た上で、利用料金の事前支払が必要です。それ以外の予約不要スペース（打ち合わせ広場、印刷室、キッズスペース等）は、利用時に受付に声かけの上、ご利用ください。

①予約（多目的スペース、研修室）

当センターの予約は、三浦市公共施設利用予約システム（正式名称「e-kanagawa 施設予約システム」以下、「e-kanagawa」という）を活用しています。利用手続きは、「三浦市公共施設

利用予約システム利用規約」に従って行います。予約には事前に登録した ID が必要になります。免許書など身分を証明できるものをお持ちの上、当センターにて ID の発行手続きを済ませてください。詳しくは「公共施設利用予約システム利用者ガイドブック 三浦市」をご覧ください。

②予約の方法

予約の方法については、利用者区分が「三浦市内（個人・団体）」か「三浦市外（個人・団体）」かによって、また、申込期間によって異なります。

●三浦市内（個人・団体）の場合

利用日の属する月の3か月前の1日5時から10日24時までの募集期間にインターネット（e-kanagawa）で「抽選申込」をしてください。同月の11日早朝に抽選を行います。申込者は同月11日7時から20日24時の間に抽選結果を確認し、当選者は「当選確定」か「当選辞退」の決定をしてください。決定をしない場合、当選予約は取消しになります。同月21日に確定した抽選結果が出ます。

利用月の属する月の3か月前の21日以降は、来館か電話、FAX、インターネット（e-kanagawa）で先着順に「予約申込」を受け付けます。

●三浦市外（個人・団体）の場合

利用日の属する月の1か月前の1日からインターネット（e-kanagawa）で先着順に「予約申込」を受け付けます。また、利用日の属する月の1か月前の初日から来館、電話、FAXで先着順に予約を受け付けます。

●利用手続き及び期間

手続き	期間	備考
抽選申込	利用日の属する月の3か月前の 1日5時～10日24時 【例】利用日が10月18日の場合：7月1日～10日	◆抽選申込とは？ ・抽選申込期間に、1つの施設に対して複数の利用申込があった場合、抽選で当選者を決定します。 ・抽選申込数に上限はありません。 ※三浦市内個人・団体のみ、抽選申込ができます。
抽選日	利用日の属する月の3か月前の 11日早朝 【例】利用日が10月18日の場合：7月11日早朝	

手続き	期間	備考
抽選結果の確認と決定	利用日の属する月の3か月前の 11日7時から20日24時 【例】利用日が10月18日の場合：7月11日～20日	◆抽選結果の確認と決定とは？ ・抽選の結果、当選した場合は「当選確定」または「当選辞退」を行い、抽選結果を決定してください。当選しても決定しないまま、この期間が過ぎると利用申込は取消されます。落選した場合は作業不要です。
予約申込	●三浦市内個人・団体 利用日の属する月の3か月前の 21日5時から利用日の当日まで 【例】利用日が10月18日の場合：7月21日～10月18日	◆予約申込とは？ ・抽選結果決定後、空いている施設に対して随時、先着順で行う申込のことです。 ・付帯設備の予約も受け付けます。 ・来館、電話、FAXでの予約申込は、休館日を除く開館時間内（9時から21時まで）に受け付けます。インターネット（e-kanagawa）は5時から24時まで受け付けます。 ・申込1件につき多目的スペースは連続して最長14日間、研修室は最長5日間まで申込可能です。
	●三浦市外個人・団体 利用日の属する月の1か月前の 1日5時から利用日の当日まで 【例】利用日が10月18日の場合：9月1日～10月18日	
予約申込の変更と取消	●インターネット(e-kanagawa)による手続き期間 利用日の7日前24時まで 【例】利用日が10月18日の場合：10月11日まで ●来館、電話、FAXによる手続き期間 利用日の前日21時まで	◆予約変更・取消について ・利用料金の納入が完了している場合、予約の取消及び変更はできません。ご注意ください。
施設使用許可申請	予約申込完了後から利用時間前まで	・「施設使用許可申請書」の提出は、利用日当日の利用時間前までをお願いします。
利用料金の支払	申請書提出時から利用時間前まで	・利用料金の支払は、利用日当日の利用時間前までに完了してください。 ・付属設備は、空きがあれば追加利用することは可能です。付属設備の利用料金も利用前の支払いをお願いします。

③施設使用許可申請の方法

- ・予約申込が決定したら「施設使用許可申請書」に必要事項を記入し、来館または、FAX、E-mailで当センターへ提出してください。申請書は利用前の提出が必要（利用当日の事前提出も可能）です。

④予約・申請上のお願い

- ・予約・申請した研修室・多目的スペースと付属設備は、申請時間内であれば、予約した方（団体・個人）専用で利用できます。予約時間外の利用はできません。事前準備や後片付け等の時間を含めた予約・申請をお願いします。
- ・仮予約は受け付けません。
- ・三浦市及び市の機関、官公署並びに当センター指定管理者については、翌年度における優先予約を受け付けます。優先予約は、利用日の属する年の前年の12月1日から12月20日までの期間に翌年度末までの利用申請を受け付け、優先予約期間終了後に調整のうえ決定します。優先予約期間終了後の予約は、来館か電話、FAXにより、5ページ②予約の方法と同様の予約・申請をお願いします。

(3) 利用料金について

①研修室・多目的スペース

区 分	単 位	利用料金
多目的スペース	1日(9時～21時)	1,020円
研修室1 (大) 24人	1時間	200円
研修室3 (中) 16人	1時間	150円
研修室2 (小) 12人	1時間	100円

②付属設備

区 分	単 位	利用料金
プロジェクター 1台	4時間	1,020円
スクリーン(固定式、可動式)	4時間	510円
調理実習台 1台	4時間	2,040円

③貸しロッカー

区 分	単 位	利用料金
ワークルームのロッカー	1か月(原則年度切替)	510円

※利用料金は現金・前払いでお願いします。

(4) 営利目的の利用料について

当センターは営利目的の利用もできますが、規定により利用料金は10を乗じた料金となります。

「利用者が入場料その他これに類する料金を徴収するとき、又は営利を目的とする物品の販売、広告、宣伝その他これに類する催しのために利用するときのセンターの利用料金（センター付属設備の利用料金を除く）の上限額は、この表に定める額に10を乗じて得た額とする」（三浦市民交流センター条例第13条別表備考）

ただし、実施主体が公益（社会貢献）活動として利用する場合で、入場料その他これに類する料金が2,000円以下の場合はこの限りではありません。（市民協働課との協議）

なお、営利を目的とする物品の販売、広告、宣伝その他これに類する催しについては、次の表の区分によります。

利用者	利用内容	利用料金	説明
個人 (個人事業主を含む)	通常利用	1倍	
	営利目的物品の販売、 広報、宣伝を行う	10倍	利益が個人に帰属するため営利とみなす 塾(書道教室等)の利用は10倍(原則)
営利団体 (企業)	通常利用(研修等)	1倍	
	営利の販売等	10倍	無料の体験試食会も宣伝活動
	公益活動	1倍	企業が公益活動(社会貢献)として利用 する時は募集チラシ等に趣旨を明記する
任意団体 (非営利団体、 互助団体等)	通常利用	1倍	
	一般向け物品の販売等	1倍	団体活動は営利目的とはみなさない 1倍(当センターの目的に合致)
	会員向けの販売等	1倍	物品の販売等でも非営利活動とみなす

※個人が事業所の名称を使って参加者を募集することは営利目的と判断。

(5) 減免制度について

①全額免除

- ・市及び市の機関が主催又は共催する集会、行事等で利用する場合
- ・官公署が公益のため入場料を徴収しないで利用する場合
- ・市民交流センターまつり実行委員会が利用する場合
- ・指定管理者が主催する事業で利用する場合

② 2分の1減額

- ・官公署が公益のため入場料を徴収して利用する場合
- ・官公署が公益事業以外で入場料を徴収しないで利用する場合

③ 5分の1減額

- ・市又は市の機関が後援する集会、行事等で利用する場合
- ・その他市長が利用料金の減額を適当と認める場合減額を行う。

(6) 継続利用期間について

原則として、同一人または同一団体が継続して利用できる期間は次のとおりです。

- ・多目的スペース 14日間
- ・研修室（大）、研修室（中）、研修室（小） 5日間

(7) 利用の制限について

①政治団体の利用について

政治に関する会合・勉強会・学習会、議員の市政報告会・時局講演会等に利用できます。議員の当選祝賀会・政治パーティー、団体に属さない不特定多数を対象とした宣伝や勧誘、寄附、広報のための利用はできません。

②宗教団体の利用について

団体の会合や勉強会、学習会等に利用できます。団体に属さない不特定多数を対象とした布教啓発活動や宣伝活動は利用できません。

③暴力団・反社会的勢力について

三浦市暴力団排除条例に基づき、暴力団・反社会的勢力の利用は一切できません。

(8) 利用についてのお願い

①利用当日について（予約・有料スペース）

- ・多目的スペースと研修室は、「施設使用許可申請書」による申請により使用許可を得た上で、利用料金の事前支払が必要です。受付にて利用者名を伝え、予約申込の状況、施設使用許可申請書の確認、利用料金の支払い確認を受け、利用票を受け取り利用してください。
- ・「予約申込」「施設使用許可申請書の提出」「利用料金の支払」の手続きが完了していない場合は、受付にて手続きを済ませてください。
- ・利用時間は、事前準備や後片付け等の時間を含め、予約申込をした時間内になります。予約

申込時間内の利用が可能です。予約時間外の利用はできません。

②利用当日について（予約不要・無料スペース）

- ・打ち合わせ広場、印刷室、キッズスペース等の予約不要スペースは、利用時に受付に声かけください。利用票をお渡しします。

③利用後について

- ・利用後は、使用した備品等を元の状態に戻し、汚した場所があれば清掃し、所定の利用票に必要事項を記入の上、受付に提出してください。なお、ゴミはお持ち帰りください。
- ・多目的スペース：使用した備品は職員の指示に従い、壁際の1か所にまとめてください。
研修室：机・椅子等を室内に掲示してある配置図のとおり元に戻してください。
ワークルーム：机・椅子等を室内に掲示してある配置図のとおり元に戻してください。

④音が出る利用について

- ・当センターは防音対応ではないため、音の出る利用については原則お断りしています。ただし、研修室3室すべてをつなげた利用であって、打ち合わせ広場、多目的スペースに音が響かない音量である場合については特例として利用ができます。
- ・音が出ない、激しい運動を行わない体操・ヨガ・気功等の利用で、他の研修室、打ち合わせ広場、多目的スペースに音が響かない場合については、1室からでも特例として利用ができます。

⑤電源を必要とする電化製品の使用について

- ・使用電気容量によっては利用できないものがありますので、事前に問い合わせてください。

⑥研修室等での案内表示、貼り紙等について

- ・壁、柱、窓等への貼り紙はできません。案内表示についてはイーゼルを貸し出します。

⑦喫煙について

- ・商業施設ベイシアは全館禁煙です。喫煙は1階スロープ下の喫煙コーナーをお使いください。

⑧他の利用者への配慮

- ・当センター内では飲食ができます。飲酒はご遠慮ください。
- ・ゴミは各自お持ち帰りください。

- ・どなたでも気軽に利用ができるように、大声での議論やスペースの占拠等をご遠慮ください。他の利用者への心配りをお願いします。必要に応じて職員が声をかけることがあります。
- ・危険物の持込み、火気使用はできません。

⑨ 投票所としての使用について

- ・三浦市民交流センターは国政選挙、地方選挙等の投票所（期日前を含む）に毎回指定されています。投票所として使用する場合、選挙によっては突発的に選挙日程が決定される場合がありますので、その場合は予約利用の取消または利用の変更をお願いする場合があります。

3 情報発信について

(1) 三浦市民交流センターニナイテホームページ

当センターの最新情報、利用に関するお知らせなどはホームページに掲載しています。他の関係機関とのリンクも貼っていますので、ぜひご利用ください。

(2) ニナイテ便り

当センターの紙媒体による情報紙を発行しています。三浦市内各種公共施設（市役所、市民センター、駅）等に配架していますのでご覧ください。

(3) 情報提供について

神奈川県及び県内の支援施設の情報や助成金・NPOに関する情報、三浦市の地域資源情報などを、掲示板への掲示、及び情報提供ラックなどに配架しています。

また、市民活動などの情報に関するポスター、チラシを受け付け、当センターの掲示・配架基準に則って掲示・配架しています。

(4) 相談受付について

「何か活動に参加してみたい」という方から「ボランティアグループを作りたい」「新しいサークルをスタートさせたい」という方、団体やNPO法人の設立などについての相談も受け付けています。

4 団体登録制度について

当センターでは三浦市内で活躍する市民活動団体の登録を進めています。

団体登録によって、①活動情報を当センターのホームページに掲載 ②当センター掲示板へのポスターの**掲示**、チラシの配架 をすることができるようになります。団体の活動情報の発信や新規会員募集など、市民活動に関心のある方への情報提供に役立つ登録制度となっています。団体登録は「三浦市民交流センター団体登録申請書」提出の手続きが必要です。詳しくは受付にお問い合わせください。

5 小網代の森インフォメーションスペース

小網代の森インフォメーションスペースは、自然観察や保全活動などの情報提供の拠点として三浦市、かながわトラストみどり財団、NPO 法人小網代野外活動調整会議の協働で運営されます。ビジター施設として当センターの開館時間内で利用できます。

小網代の森とは

小網代の森は、三浦半島の先端にある、相模湾に面した約 70ha の森です。

森の中央にある谷に沿って流れる「浦の川」の集水域として、森林、湿地、干潟及び海までが連続して残されている、関東地方で唯一の自然環境と言われています。

森、川、海のつながりが必要なアカテガニをはじめとして、希少種を含む多くの生き物たちが、多様な生態系を形成しています。森の中心にある散策路を通して、森林から干潟へと続く自然の移り変わりをお楽しむことができます。

=====
施設名：三浦市民交流センター内 小網代の森インフォメーションスペース

場所：〒238-0111 神奈川県三浦市初声町下宮田 5-16 駐車場有

財団の主な事業：動植物写真や普及啓発パネルの展示や学習図書の提供等
=====